

安全保障理事会議長声明

「武力紛争下の文民の保護」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年1月14日に開催された、安全保障理事会第6066回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、武力紛争下の文民保護に関する決議の完全かつ実効的な実施の安保理の公約を再確認し、この問題に関する議長の従前の声明を想起する。

安全保障理事会は、文民に対する武力紛争の影響に取り組むことに関わり続ける。安保理は、文民が、計画的な攻撃目標、無差別および過大な武器の使用、人間の盾としての文民の使用および性的およびその他ジェンダーに基づいた暴力、並びに適用可能な国際法に違反するその他の行為の結果を含む、武力紛争の当事者によって実行される暴力行為の被害者の大半を占め続けていることに深い懸念を表明する。安全保障理事会は、武力紛争の状況において文民に対して行われた国際人道法、人権法および難民法を含む国際法の全ての違反を非難する。安保理は、全ての関連当事者が、かかる行為を即時に停止することを要求する。安保理は、これに関連して、武力紛争の当事者は、影響を受けた文民の保護を保障し、女性および子どもの特別なニーズの考慮を含む、彼らの基本的ニーズを充足するために全ての可能な措置を講じる主要な責任を有することを再確認する。

安全保障理事会は、4つのジュネーブ条約を含む国際人道法の尊重を確保する全ての国家の義務を想起し、そして刑事責任の免除に終止符を打ちまた戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪並びにその他の国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追する、義務を遵守する国家の責任を再度強調する。

安全保障理事会は、外国の占領下にある文民のニーズを認識し、またさらにこれに関連して、占領当局の責任を強調する。

安全保障理事会は、誰によるものであってもまたどのような形であっても、全ての形態のテロリズムおよび示威運動を非難する。

安全保障理事会は、人道要員の安全かつ障害のないアクセスの重要性、また時機にかなった、安全で障害のない基本的な救援物資の通行、適用可能な国際法に従って、武力紛争下の文民への支援の提供の重要性を強調する。安保理は、人道性、中立性、公平性および独立性の人道的原則の擁護および尊重の重要性を強調する。

文民の保護に関係している問題の審議を促進する手段として、2002年3月15日に安全保障理事会が安保理議長声明(S/PRST/2002/6)に添付された覚書を初めて採択したことを想起し、さらに2002年12月20日(S/PRST/2002/41)および2003年12月15日(S/PRST/2003/27)の安保理議長声明において、安全保障理事会は、武力紛争下の文民保護の動向を反映するために、覚書を定期的に最新のものにする安保理の意志を表明したことを想起し、安全保障理事会は本議長声明付属資料にある改訂覚書を採択する。

安全保障理事会は、とりわけ平和維持職務権限の審議の際、覚書が鍵となる保護の問題の改良された分析および診断の基盤を提供し、実行的な道具としての覚書の重要性をくり返し表明し、各紛争状況の特殊な事情を考慮に入れつつ、覚書に記述された対処方法の実施の必要性を強調し、この問題に積極的に引き続き取り組むことを約束する。

## 添付資料

### 武力紛争下の文民の保護

#### 覚書

#### 武力紛争下の文民の保護に関する問題の審議のため

武力紛争下の文民の保護を高めることは、国際の平和および安全の維持に対する国際連合安全保障理事会の活動の中心である。平和維持の職務権限の設立または更新の時点を含む、与えられた状況における関係文民の保護についての安保理の審議を促進するため、2001年6月安保理の理事国は、安保理の協力を得て立案した関連する問題を表にした覚書(S/2001/614)を提案した。2002年3月15日、安保理は、文民保護問題を審議する実用的な指針として同覚書を採択し、また、定期的にその内容を再検討し更新することに合意した(S/PRST/2002/6)。それは、その後更新され、そして2003年12月15日の議長声明S/PRST/2003/27の添付書類として採択された。

本声明は、同覚書の第3版であり、また決議1265(1999)、1296(2000)、1674(2006)および1738(2006)を含む、文民保護に関する安保理の従前の審議を基礎とする。これは、安全保障理事会と人道問題調整部(OCHA)との間、並びにOCHAと関心を有する国際連合部局および機関並びにその他の関連人道機構との間の協議の結果である。

同覚書は、武力紛争下の文民の保護に関連する問題の安全保障理事会の審議を促進することを意図している。この目的のため、それは安全保障理事会の行動、すなわち安全保障理事会の過去の慣行、それらの目的を処理する考慮のための明確な問題に基づく提案、のための主要な目的を特筆し、また、補遺において、そのような関心事に言及した安全保障理事会決議および議長声明から合意された言葉を選び出したものを提供している。

各平和維持活動の職務権限は、個別の案件に基づき練られるべきであることを念頭に置いて、同覚書は、行動のための青写真として意図されたものではない。詳述された様々な措置の関連性と実用性は、各状況において具体的な条件に対し考慮され採択されるべきである。

かなり頻繁に文民は、平和維持活動が未だ確立されていない差し迫った必要がある状況におかれている。そのような状況は、安保理の緊急の注意を要求しうる。この覚書は、

それ故、安保理が平和維持活動の範囲外の行動を審議することを望む境遇における指針も提供する。

## I 紛争が影響する住民に関係することに関する一般的保護

### A. 紛争が影響する住民の保護および援助

武力紛争当事者が保護に必要な措置を講じた紛争が影響する住民の基本的必要性を満たすこと

審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の当事者の実効的支配の下にある範囲内において、文民たる住民の基本的必要性を尊重し、保護しまた満たす、武力紛争の当事者の責任を強調する
- ▼ 適用可能な国際人道法および人権法に違反して武力紛争の状況にある文民に対して行われた暴力行為または虐待を、非難し、また即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者による、以下に関するものを含む、適用可能な国際人道法および人権法の厳格な遵守を求める。
  - ・ 生命および身体に対する暴力行為の禁止、とりわけ殺人、身体の切断、虐待および拷問、すなわち強制失踪、個人の尊厳を侵害すること、レイプ、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種およびその他あらゆる形態の性的暴力。
  - ・ 恣意的に自由を奪うことの禁止、すなわち身体刑、集団的刑罰および一般に不可欠と認められる全ての裁判上の保障を与える正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、および刑を執行すること。
  - ・ 人質をとることの禁止。
  - ・ 紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずることの禁止。ただし、その文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合はこの限りではない。
  - ・ 適用可能な国際法に違反して武力紛争の当事者が戦闘行為に子どもを勧誘しまたは子どもの積極的な使用の禁止。
  - ・ あらゆる形態の奴隷制度および奴隷取引並びに代償なしまたは屈辱的強制労働の禁止。
  - ・ 国際人道法に規定された救済品の分配を故意に妨げることの禁止。

- ・ 政治的、宗教的、人種的または性に係る理由に基づく迫害の禁止。
  - ・ 人種、皮膚の色、性、言語、宗教または信条、政治的意見その他の意見、国民的または社会的出身、貧富、出生または他の地位に基づく、国際人道法および人権法の適用における不利な差別の禁止。
  - ・ 特に、負傷者および病人を捜索し連れてきてそして医療上の理由以外で差別することなしに、最大限可能な範囲で且つできるだけ遅滞なく、彼らの状態が要求している医療行為と注意を払った後に、どの当事者に属するのであれ、全ての可能な措置を講じて、負傷者および病人を尊重し保護する義務。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、適切な場合および個別の案件に基づき、文民たる住民、とりわけその活動範囲内で、身体的危険の差し迫った脅威にさらされている人々の保護に貢献することを委任する。そうすることにおいて、以下のことを要請する。
- ・ 文民を保護するために行うことができる活動に関する明確な指針／指示の策定。
  - ・ 文民の保護は、職務権限の実施において、利用可能な能力と情報を含む資源の使用についての決定の中で優先されるものである。
- ▼ 報告書の明確な観点としての文民の保護を含む、特定した国の状況に関する事務総長の報告書を要請する。そして、国際連合国別現地チームと協議して、文民の保護を促進するための活動の明確な戦略と行動計画の開発を要請し、また、国内避難民および難民、女性、子ども、老人並びに障害者を含む異なる住民集団の必要性を考慮することを要請する。
- ▼ 部隊および警察派遣国が、安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動に参加しているその要員が関係する保護に対する認識と反応を高めるための適切な訓練の提供を確保することを要請する。
- ▼ 関連する地域および／または準地域機関が、武力紛争により影響を受けた文民の利益のための政策、活動および擁護を策定し且つ実施することを促す。

## B. 移動させること

武力紛争の当事者および他の関係者は、文民たる住民を移動させることを禁じられ、またそれを防止しそれに対応する必要な措置を講じる。

## 審議のための問題点

- ▼ 適用可能な国際人道法および人権法に違反した、移動させることを非難し、またその即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者による、以下に関することを含む、適用可能な国際人道法、人権法および難民法の厳格な遵守を求める。
  - ・ 全体または一部の、文民たる住民の追放、強制移送または移動を禁止する。ただし、関係する文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合はこの限りではない。
  - ・ そのような移動を実施する場合には、関係する住民が、住居、衛生、保健、安全および栄養について満足すべき条件で受け入れられるよう、また、同一家族の構成員が離散しないこと並びに基本的必要が移動中満たされることを最大限実行可能な範囲まで確保する義務。
  - ・ 移動の自由および故国を離れ庇護を求める権利。
  - ・ 難民の地位に関する条約の下でのノン・ルフールマンの権利は、国際連合の目的および原則に反した行為で有罪とされた彼または彼女と考えられる重大な理由がある者には、その保護が及ばない。
- ▼ 要員の武装を解除し、戦闘員を分離し、キャンプにおける小型武器の流れを制御しまたキャンプ内外での武装集団による勧誘を防止することを含む、難民および国内避難民のためのキャンプの安全と文民的性格を尊重し維持する国家の主要な責任を強調する。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、そのようなキャンプ内外とその居住者の安全を確保するため全ての実行可能な措置を講じることを委任する。
- ▼ 報告書の明確な観点としての移動させられた者の保護を含む、特定した国の状況に関する事務総長の報告書を要請する。
- ▼ 関連する地域および／または準地域機関が、国内避難民および難民の利益のための政策、活動および擁護を策定し且つ実施することを促す。

## 難民および国内避難民の安全、自発的且つ威厳をもった帰還並びに再統合

## 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の当事者による、以下に関することを含む、適用可能な国際人道法、難民法および人権法の厳格な遵守を求める。
  - ・ 難民および国内避難民の彼らの家への安全且つ威厳を持った自発的帰還の権利の尊重。
  - ・ 性、年齢および他の地位に基づく不利な差別をすることなしに難民および国内避難民の財産権の尊重。
- ▼ 関連決議における難民および国内避難民の彼らの家への安全且つ威厳を持った自発的帰還の権利を確認する。
- ▼ 自発的、安全、威厳を持った且つ持続的帰還を許すことに資する条件を、なかならずく、条約を締結することおよび／または帰還を促進することを意図した措置を採択することにより、また帰還する地域の復興および経済的・社会的開発のための好適な条件を促進することにより、創設することを全ての関係当事者に求める。
- ▼ 帰還する難民と国内避難民に対する差別しない取扱を確保することを、関係する全ての当事者に求める。
- ▼ 難民と国内避難民の参加および自発的、安全且つ尊厳ある帰還と再統合に対する権利を含む、全ての和平過程、和平協定および紛争後の回復と復興計画に彼らの必要を含むことを、確保することを関係する全ての当事者に求める。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、適切な場合および個別の案件に基づき、住宅、土地および財産問題又は国家当局によるその確立に対処するための国内的手続を支援することを奨励する。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、適切な場合および個別の案件に基づき、土地および難民並びに国内避難民に属している財産の違法な占有および押収を予防すること、また帰還している難民および国内避難民の保護を確保すること、を奨励する。

## C. 人道的アクセスおよび人道支援活動者の安全

武装紛争の当事者が、ふさわしい人道的且つ公平である救済活動に合意しまたそれを促進することおよび救済品の託送、装備と要員の素早い且つ妨害されない通過を許可し且つ促進すること。

#### 審議のための問題点

- ▼ 適用可能な国際人道法に違反した人道的アクセスの障害を非難し、且つその即時の除去を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者による、次のことを含む、適用可能な国際人道法の厳格な遵守を求める。
  - ・ 戦闘の方法として、適用可能な国際人道法に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む、文民からその生存に不可欠な物品を剥奪することによって生ずる飢餓の状態を故意に利用することの禁止。
  - ・ 人道的で公平でありまた不利な差別なしに実行されるふさわしい救済活動に合意すること。
- ▼ 武力紛争の当事者および第三国による、そのような通過が認められている下での捜索を含む、技術的準備を規定する権利に従った、救済品の託送、装備および要員の即時且つ妨害されない通過を許可し且つ促進する適用可能な国際人道法の下での義務の厳格な遵守を求める。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、適切な場合並びに要請により、人道支援の提供を促進することを委任する。

#### 人道支援活動者および施設を尊重し保護する武力紛争の当事者

#### 審議のための問題点

- ▼ 人道支援活動者を故意に標的にした攻撃を非難し、且つその即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者による、人道援助に関係する救援要員および施設、用具、機械装置の一式並びに車両を含む、適用可能な国際人道法の厳格な遵守を、求める。

- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた平和維持活動およびその他の関連活動が、要請により並びにその能力の範囲内で、人道的支援の提供のために必要な治安条件の創設に貢献することを委任する。
- ▼ 事務総長が、人道要員および施設に対して向けられた暴力の結果として人道支援が拒否される状況に安全保障理事会の注意をもたらすことを奨励する。
- ▼ 国家が、国際連合の活動の構成員に対する攻撃の防止、そのような攻撃の犯人および将来の犯罪者の起訴または引渡、並びに、必要ならば、現存している軍隊の地位、活動の地位および国際連合と交渉した主催国の合意に関する規定のような*国際連合および関連要員の安全に関する条約*およびその*選択議定書*の主要な規定を含むことを要請する。

#### D. 戦闘行為の実行

武力紛争の当事者は、**戦闘行為の影響から文民を分離するために全ての実行可能な予防対策を講じる**こと。

審議のための問題点

- ▼ 適用可能な国際人道法および国際人権法に違反した文民に対して行われた全ての暴力または虐待の行為を非難し、且つその即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者による、以下のことに対する禁止を含む、適用可能な国際人道法の厳格な遵守を、求める。
  - 文民たる住民に対するまたは戦闘行為の直接の部分を引き受けていなかった個人的な文民に対する直接の攻撃。
  - 民用物を攻撃すること。
  - 無差別である攻撃を開始すること、すなわち、軍事目標および区別無しに文民または民用物を攻撃する性質。
  - 予期される具体的且つ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡または障害若しくは民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を開始すること。
  - 国際連合憲章の下での人道援助または平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織または車両であって、国際人道法の下で文民または民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを攻撃すること。

- ・ 文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域または軍隊が軍事行動の対象とならないようにするために利用すること。
- ・ レイプおよびその他の形態の性的暴力
- ・ 宗教、教育、芸術、科学または慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院および傷病者の収容所であって、軍事目標以外のものを攻撃すること。
- ・ ジュネーブ諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段および要員を攻撃すること。
- ・ 敵対する紛争当事者の財産を破壊しまたは押収すること。ただし軍事的必要性から要求される場合はこの限りでない。
- ・ 戦闘の方法として、適用可能な国際法に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む、文民からその生存に不可欠な物品を剥奪することによって生ずる飢餓の状態を利用すること。

- ▼ 戦闘行為中に文民たる住民の保護を確保するために具体的に取りられた措置に関して、および適用可能な国際人道法の違反に対するアカウントビリティを確保するための措置に関して、安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動による定期的報告を要請する。

## E. 小型武器、地雷および戦争の残余爆発物

### 違法な小型武器の管理およびその有効な削減を通じた、文民たる住民の保護

#### 審議のための問題点

- ▼ 国家および地域的・準地域的機構が、自発的収集および破壊、すなわち効果的な備蓄管理、武器禁輸、制裁のような小型武器の違法取引を抑制し削減するための措置、またそのような活動に関係した共同行為者、個人と団体に対する法的措置、を採択することを要請する。
- ▼ 小型武器の国境を越えた移動を監視し防止することを目的とした、安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動間の、機能的な協力を強化することを奨励する。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、小型武器および余剰の弾薬貯蔵を収集しおよび廃棄しまたは違法なおよび／または余剰のそれらを獲得することを委任する。

- ▼ 適用可能な国際法違反で行われる武力紛争の当事者に対する武器およびあらゆる型の関連物質の売却または供給を防止することを目的とした武器禁輸およびその他の措置を課することを考慮する。
- ▼ 安全保障理事会の関連する制裁グループ、安全保障理事会および国家により権限を与えられた平和維持活動およびその他の関連活動内の、強化された現実的な協力を奨励する。
- ▼ 国際連合武器禁輸が、武装解除、動員解除および社会復帰の取組に一致した状況において、基本的な武器調査並びに武器のマーキングと登録制度の設立を要請する。

#### 残存クラスター弾を含む爆発性戦争残存物（E R W）と地雷のマーキング、除去、取り外しまたは破壊を通じた、文民たる住民の保護

##### 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の当事者に対し、彼らの支配の下にあり影響を受ける領域、重大な人道上の危険を与えると評価された地雷とE R Wにより影響を受ける優先的地域の地雷とE R Wに、積極的な戦闘の終了後且つ実行可能な限り速やかに、マーキングし、除去し、取り外すかまたは破壊することを求める。
- ▼ 武力紛争の当事者に対し、地雷と爆発性兵器の使用または爆発性兵器の遺棄に関する情報を記録し保持すること、地雷とE R Wの速やかなマーキングと除去、取り外しまたは破壊および危険教育を促進し、また関連する情報を領域を支配する当事者とその文民たる住民に提供することを求める。
- ▼ 武力紛争の当事者に対し、文民たる住民、とりわけ子どもを保護するため、地雷およびE R Wにより影響を受ける彼らの支配の下にある領域において、地雷およびE R Wにより影響を受ける領域で警告を発すること、危険教育を行うこと、マーキングすること、柵で囲うことおよび監視することを含む、全ての実行可能な予防対策を講じることを求める。
- ▼ 武力紛争の当事者に対し、安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動および他の関連活動並びに人道組織を、地雷およびE R Wの影響か

ら守ること、それと、同ミッション／組織が活動しているか活動することになっている領域で彼らが認識している地雷とE R Wの場所に関する情報を利用可能にすることを求める。

- ▼ 武力紛争の当事者、国家および他の関係者に対し、地雷およびE R Wのマーキング、除去、取り外しまたは破壊を促進するための、技術的、財政的、物質的または人的資源の支援を提供することを求める。
- ▼ 武力紛争の当事者、国家および他の関係者に対し、E R Wの犠牲者およびその家族並びにコミュニティの保護、社会復帰および経済的社会的再統合に対する支援を提供することを求める。

## F. 遵法精神、説明責任および法の支配

### 適用可能な国際人道法および人権法に対する武力紛争の当事者による遵法精神

#### 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の当事者に対し、尊重する適切な措置を講じた、以下のことによることを含む、国際人道法および人権法に対する尊重を確保することを求める。
  - ・ 適切な軍事的懲戒措置を執行した命令責任の原則を是認すること。
  - ・ 適用可能な国際人道法および人権法に関して軍隊を教育すること。
  - ・ 要員が、国際人道法または人権法の違反に関与していないことの確実に立証された記録を有していることを確実にするため、軍および治安部隊を審査すること。
- ▼ 適用可能な国際人道法および人権法の違反を犯した武力紛争の当事者に対する的を絞った且つ段階が次第に上がる措置の適用を考慮する。

### ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または人権法の重大な違反を疑われた者の説明責任

#### 審議のための問題点

- ▼ 持続的平和、正義、真理および国民の和解を求める包括的対処法の一部として、適用可能な国際人道法および人権法の刑法上の違反に対する不処罰を終わらせ

ることの重要性を強調する。

- ▼ 国家に対し、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪または人権法の他の重大な違反を犯したと疑われる人物を、捜査し、探し求め、起訴または引き渡す義務を遵守することを求める。
- ▼ 裁定過程に抵触したジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または人権法の他の重大な違反の排除およびそのいかなる形態またはその是認、恩赦の拒否の必要を強調し、また以前認められたそのような恩赦は、国際連合が作り出すかまたは支援する裁判所に起訴する障壁ではないことを確実にすること。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、関係する国と協力して、国際人道法の違反または国際人権法の他の重大な違反を捜査しまた訴追するための効果的な協定の確立を促進することを委任する。
- ▼ ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または人権法のその他の重大な違反の容疑者の逮捕および引渡における国家と安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動との協力を要請する。
- ▼ 地方の司法的手続が壊滅している状況において、戦争犯罪および人権法の重大な違反を捜査しまた起訴する国家または国際的レベルのアドホックの司法的手続の設立を考慮する。
- ▼ ジェノサイド、人道に対する罪または戦争犯罪に関係している状況の国際刑事裁判所への付託を考慮する。

## 法の支配の回復および執行を通じた文民の保護

### 審議のための問題点

- ▼ 国家に対し、女性および子どもを含む、国際人道法および人権法の違反の被害者に対する法の下での平等な保護および裁判手続への平等なアクセスを確保すること、並びに被害者および証人の保護を確実にするために必要な措置を講じることを求める。

- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、司法制度を監視し、回復しそして改革することへの支援の提供を含む、法の支配の回復を支援することを委任する。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動の一部門として権限を与えられ且つ十分に訓練された国際文民警察、司法および行刑の専門家の素早い展開を要請する。
- ▼ 国家、地域的・準地域的機構に対し、地方警察、裁判制度および刑務所に対する技術的支援（たとえば、監視、立法の草案作り）を提供することを求める。

## 真理および和解手続を促進することによる信頼醸成と安定の強化

### 審議のための問題点

- ▼ 真理および和解のための適切な、地方に順応した、手続（たとえば、技術的支援、資金提供、コミュニティ内の文民の再統合）の設立を委任する。
- ▼ 適切な場合には、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪または人権法の重大な違反に関わる状況に関する事務総長による審査委員会および同様の措置の設立を要請する。

## G. メディアおよび情報

### ジャーナリスト、他のメディアの専門家および関連要員の保護

#### 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の状況において活動しているジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員に対する攻撃を非難し且つ即時停止を求める。
- ▼ 適用可能な国際人道法の武力紛争の当事者による遵守と、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の文民的地位並びに彼らの装備および設備に対する尊敬を、求める。
- ▼ 国家が、適用可能な国際人道法に違反してジャーナリスト、メディアの専門家

および関連要員に対する攻撃に責任を有する者を訴追するために全ての必要な措置を講じることを要求する。

## 暴力を扇動するために用いられる演説の防止

### 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の状況における文民に対する暴力の扇動を非難しまたその即時停止を求める。
- ▼ 国家が、そのような暴力を扇動するかまたはさもなくば原因となる個人を訴追することを要求する。
- ▼ ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または人権法の違反を扇動するメディアの放送に反応する目的を絞った且つ段階が次第に上がる措置を課すこと。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた平和維持活動およびその他の関連活動が、「メディア嫌い」を扇動する何らかの出来事、原因および内容の効果的な監視、報告それと証拠付けを確実にするためのメディア監視手続の設立を促進することを委任する。

## 紛争に関する情報の正確な管理の促進と支援

### 審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の当事者に対し、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の専門的独立性の尊重を促す。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動が、国際人道法および人権法についての情報を普及させることそしてまた国際連合の活動についての客観的な情報を与えることができるマス・メディアの部門を含むことを奨励する。
- ▼ 関係者に対し、悪意を持った演説を禁ずる法制度の草案作成と執行について国家に対し技術的支援を提供することを要請する。

## II. 武力紛争により影響を受ける子どもに関する安全保障理事会の議論から生じた事に関する具体的保護

武力紛争の当事者が、子どもの具体的な保護、健康、教育および支援の必要を満たすために、必要な措置を講じること。

### 審議のための問題点

- ▼ 適用可能な国際法に違反して武力紛争の当事者による子どもの徴兵および戦闘における使用、子どもを殺したり手足を切り取ること、子どもに対するレイプおよび他の重大な性的虐待、子どもの拉致、学校または病院に対する攻撃および子どものための人道的アクセスの拒否を含む、武力紛争の状況において子どもに対して行われた暴力を非難し、その即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争の影響を受ける子どもに関する適用可能な国際人道法および人権法の、武力紛争当事者による厳格な遵守を求める。
- ▼ 関連する当事者に対し、国際連合平和維持活動、国際連合国別現地チームおよび子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表と協力して、子どもの徴兵と使用を停止する具体的な時間を限った行動計画を策定し実施することを求める。
- ▼ 関係する全ての当事者に対し、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の勧告を実施することを求める。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動および他の関連活動の職務権限に、子どもの保護のための明確な規定を含む。
- ▼ 報告書の明確な観点としての子どもの保護を含む、特定した国の状況に関する事務総長報告書を要請する。
- ▼ 関係する全ての当事者に対し、特に、和平過程、和平協定および、家族を探し出し一緒にすること、離された子どもの社会復帰と再統合および軍隊と武装集団に参加している子どもの解放と再統合のための措置を含む、紛争後の回復と復興計画に、武力紛争により影響を受ける子どもの保護、権利および福祉が、統合されることを確実にすることを求める。

- ▼ 国家、国際連合の組織、地域的・準地域的機関および他の関連当事者に対し、準地域および国境を越えた子供を害する違法な行動、並びに、適用可能な国際法に違反して、武力紛争の状況における子どもに対して行われる他の暴力および虐待を、統制するための適切な措置を講じることをうながす。
- ▼ 関連する地域的および/または準地域的機構に対し、武力紛争により影響を受ける子どもの利益のための政策、行動および擁護を策定し実施することを促す。

### III. 武力紛争により影響を受ける女性に関する安全保障理事会の議論から生じた事に関する具体的な保護

武力紛争の当事者および他の関連する関係者は、性的暴力を禁止することおよびそれを防止しまたそれに対応する必要な措置を講じること

審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の文脈において、またそれと関連して行われる性的暴力の行為を非難し、またその即時停止を求める。
- ▼ レイプ、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種およびその他のあらゆる形態の性的暴力を禁止する国際人道法および人権法の規則の、武力紛争の当事者による厳格な遵守を求める。
- ▼ 武力紛争の当事者に対し、次のことを含む、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防しまた全ての人を守る適切な措置を講じることを求める。
  - ・ 適切な軍事的懲戒措置を執行しまた命令責任の原則を是認すること。
  - ・ 全ての形態の性的暴力の定言的な禁止に関して軍隊を教育すること。
  - ・ 性的暴力をあおる神話の正体を暴露すること。
  - ・ 要員が、レイプおよび他の形態的暴力の準備に関与していないことが確実に立証された記録を有していることを確実にするため、軍および治安部隊を審査すること。
  - ・ 性的暴力の差し迫った脅威の下にある文民の安全のために、撤退すること。
- ▼ 可能な範囲までの、被害者の性と年齢に関するひとまとめにしていないデータを含む、報告書の明確な観点としての性的暴力を含む、国を特定した状況に関する事務総長の報告書を要請し、また、幅広い文民保護戦略の一部としての、

ミッションを特定した戦略と性的暴力を防止し反応するための行動計画の開発を要請する。

- ▼ 関連する地域的および/または準地域的機構に対し、性的暴力により影響を受ける文民の利益のための政策、行動および擁護を策定し実施することを促す。
- ▼ 部隊および警官提供国に対し、かなりな数の女性の平和維持員または警察官を展開すること、および国際連合平和維持活動およびその他の関連活動に参加するその要員への、女性および子どもを含む文民の保護に関する適切な教育の提供、並びに紛争中と紛争後の状況における性的暴力の予防を確実にすることを、要請する。

**武力紛争の当事者が、女性および少女の明確な保護、保健と援助の必要性をかなえるために必要な措置を講じること**

審議のための問題点

- ▼ 武力紛争の状況において女性および少女に対して行われた暴力および虐待を非難し、またその即時停止を求める。
- ▼ 武力紛争に影響を受ける女性および少女の保護に関する適用可能な国際人道法および人権法の、武力紛争当事者による厳格な遵守を求める。
- ▼ 関係する全ての当事者に対し、特に、全ての和平過程、和平協定および紛争後の回復と復興計画に、武力紛争により影響を受ける女性および少女の保護、権利並びに福祉が、特に統合されることを確実にすることを求める。
- ▼ 安全保障理事会により権限を与えられた国際連合平和維持活動およびその他の関連活動の職務権限に女性および少女の保護のための明確な規定を含むこと。
- ▼ 報告書の明確な観点としての女性および少女の保護を含む、特定した国の状況に関する事務総長報告書を要請する。
- ▼ 関連する地域的および/または準地域的機構に対し、武力紛争により影響を受ける女性および少女の利益のための政策、行動および擁護を策定し実施することを促す。

## 武力紛争の予防および解決に女性の平等な参加と完全な関与

### 審議のための問題点

- ▼ 国家、国際連合の組織、地域的・準地域的機関および他の関連当事者に対し、国家、地域並びに国際的機構および紛争の予防、管理そして解決のための手続きにおける全ての意思決定レベルでの女性の代表を増やすことを確実にすることを促す。
- ▼ 和平協定の交渉と実施に関与する全ての関係者が、以下のことを考慮することを含む、ジェンダーの視点を採用することを求める。
  - ・ 帰還および再定住の期間中並びに社会復帰、再統合および紛争後の復興のための女性および少女の必要性。
  - ・ 地方の女性の平和イニシアティブおよび紛争解決のための固有のプロセスを支援し、また和平協定の実施手続きに女性が関与するという措置。
  - ・ とりわけ政体、選挙制度、警察および司法手続きに関係するような女性および少女の人権を保護し、その尊重を確実にするという措置。
- ▼ 事務総長および彼の特使に対し、紛争の予防と解決、平和と安全の維持および紛争後の平和構築に関連のある議論に女性の参加を確実にすることを促し、また、そのような協議の全ての当事者に対し、全ての意思決定のレベルでの女性の平等且つ完全な参加を促進することを奨励する。
- ▼ 安全保障理事会ミッションが、地方および国際的な女性集団との協議を通してを含む、ジェンダーの要件と女性および少女の権利を考慮することを確実にする。
- ▼ 部隊および警察提供国に対し、国際連合活動、および特に軍事監視員および文民警察官の中での女性の役割、数並びに貢献を拡大することを促す。

## 性的搾取と虐待（SEA）

### 審議のための問題点

- ▼ 人道的および開発機構に対し、展開前および現場での自覚教育を含むその要員

による SEA を予防するための適切な行動をとることおよび国際連合関係者の場合、国際連合平和維持活動およびその他の関連活動の文民職員によるものを含む、事務総長の性的搾取および虐待から保護するための特別措置に関する公示（ST/SGB/2003/13）の遵守を促進し確実にすることを促す。

- ▼ 部隊および警察提供国に対し、事務総長の性的搾取および虐待から保護するための特別措置に関する公示（ST/SGB/2003/13）の遵守を促進し確実にするための展開前および現場での自覚教育を含む、その要員による SEA を予防するための適切な行動をとることを促す。
- ▼ 部隊および警察提供国に対し、その要員が関係する SEA の事例における完全なアカウンタビリティを確実にし、また講じた行動について事務総長に報告することを促す。